

高崎健康福祉大学学則（案）

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 本学は、教育基本法および学校教育法に従い、自利利他の精神のもとに、人々の健康と福祉および社会の発展に貢献する有為な人材を育成するために広く豊かな教養と各学科の専門知識・技術を深く教授し、併せて快適な人間生活の方策を攻究する。

2 前項に基づいた各学部・学科ごとの人材養成に係る目的および教育目標に関しては、別に定める。

（自己点検・評価）

第 2 条 本学は、その研究教育の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行なう。これに関する規則は、別に定める。

第 2 章 学部・学科の組織、収容定員

（学部・学科・定員等）

第 3 条 本学において設置する学部、学科の入学定員、編入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	2 年次編 入学定員	3 年次編 入学定員	収容定員
健康福祉学部	医療情報学科	80 人			320 人
	社会福祉学科	75 人			300 人
	健康栄養学科	80 人			320 人
薬学部	薬学科	90 人			540 人
保健医療学部	看護学科	100 人			400 人
	理学療法学科	40 人			160 人
人間発達学部	子ども教育学科	80 人			320 人
	心理学科	40 人			160 人
農学部	生物生産学科	75 人			300 人

第 3 章 職 員 組 織

（職 員）

第 4 条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及びその他必要な職員を置く。

(事務局)

第 5 条 本学に、事務局を置く。

第 4 章 大学運営協議会及び教授会

(大学運営協議会)

第 6 条 本学の運営に係る重要事項を審議するため、大学運営協議会を置く。

2 大学運営協議会に関する事項は別に定める。

(教授会)

第 7 条 本学の各学部に教授会を置く。

2 教授会の運営に関する事項は別に定める。

第 5 章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第 8 条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第 9 条 学年を次の2学期に分ける。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

ただし、前期の終了日と後期の開始日については、必要に応じて教授会で定める日に変更することができる。

(休業日)

第10条 本学における休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める日

(3) 開学記念日 2月10日

(4) 春季・夏季・冬季休業日は当該年度の教授会で定める日とする。

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を変更し、または臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、特に必要があると認めるときは、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

第 6 章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第11条 修業年限は、健康福祉学部、保健医療学部、人間発達学部及び農学部は4年、薬学部は6年とする。

(最長在学年限)

第12条 学生は、健康福祉学部、保健医療学部、人間発達学部及び農学部は8年、薬学部は12年を超えて在学することはできない。

ただし、編入学、転入学、及び再入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

2 薬学部では、進級できなかった学生は原則として同一学年に2年を超えて在学することはできない。

第 7 章 入 学

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、転入学及び再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第14条 本学に入学することの出来る者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の課程を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) 本学が行う個別の入学（出願）資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、当該年度開始日までに18歳に達する者

(入学の出願)

第15条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第16条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行なう。

(入学手続き及び入学許可)

第17条 前条の選考の結果に基づき合格の通知をうけた者は、所定の期日までに、別に定める書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第18条 入学定員に欠員が生じた場合、次の各号のいずれかに該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、選考のうえ、相当年次に入学定員まで入学を許可することができる。

- (1) 他の大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則附則7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を終了し、又は卒業した者

ただし、薬学部薬学科、保健医療学部看護学科、保健医療学部理学療法学科は編入学を行わない。

- 2 健康福祉学部健康栄養学科及び農学部生物生産学科は食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設以外から編入学した場合は、その資格を取得できないことがある。
- 3 健康福祉学部社会福祉学科への編入学生は、介護福祉士の資格を取得することはできない。
- 4 人間発達学部子ども教育学科への編入学生は、保育士の資格を取得することはできない。

(転入学)

第19条 学長は他の大学に在籍している者で、本学に転入学を志願する者がある時は欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

- 2 薬学部及び保健医療学部は転入学することはできない。
- 3 健康福祉学部社会福祉学科への転入学生は、介護福祉士の資格を取得することはできない。
- 4 人間発達学部子ども教育学科への転入学生は、保育士の資格を取得できないことがある。

(再入学)

第20条 学長は本学を卒業し、又は退学した者で本学に再入学を志願する者があるときは欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

- 2 社会福祉学科への再入学生は、介護福祉士の資格を取得できないことがある。
- 3 人間発達学部子ども教育学科への再入学生は、保育士の資格を取得できないことがある。

(編入学等の場合の単位の取扱い)

第21条 前3条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議に付し学長が決定する。

第 8 章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第22条 本学の授業科目の種類及び単位数は別表1から別表6のとおりとする。

- 2 前項の授業科目の履修方法その他必要な事項は別に定める。
- 3 各授業科目は、多様なメディアを高度に利用し、当該授業を行う教室等以外の場所で実施することができるものとする。
- 4 前項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。
- 5 メディアを利用して行う授業は、原則として指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。
- 6 前項を実施する授業科目については、履修規程において定める。
- 7 本学は、学生が所属する学部及び学科を越えてさらに広い視野のもとで知識・技能を養うための教育課程(以下「副専攻コース」という。)を開設することができるものとする。必要事項は別に定める。

(単位の計算方法)

第23条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容を持って構成することとし、授業の方法に応じ次の基準によるものとする。

(1) 講義・演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験・実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず卒業論文、卒業研究、卒業実習等の授業科目の単位計算方法についてはこれらに必要な学修等を考慮して学部ごとに定めるものとする。

(単位の授与)

第24条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし前条第2項の授業科目については必要な学修の成果を評価して所定の単位を与える。

2 介護福祉士の指定規則に掲げる各科目の出席時間数が指定規則に定める時間数の3分の2(介護実習は5分の4)に満たない者については、当該科目の履修及び単位取得試験の受験は認めない。

3 保育士の指定規則に掲げる各科目の出席時間数が指定規則に定める時間数の3分の2に満たない者については、当該科目の履修及び単位取得試験の受験は認めない。

(他大学等における授業科目の履修等)

第25条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、教授会の議に付し、60単位を限度として卒業要件単位として認めることができる。

3 介護福祉士の資格取得に係る他大学等における授業科目の履修は認めない。

(大学以外の教育施設等における学修)

第26条 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 介護福祉士の資格取得に係る大学以外の教育施設等における学修は認めない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第27条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修により修得した単位を含む)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行なった前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

4 介護福祉士の資格取得に係る入学前の既修得単位等は認めない。

(成績)

第28条 授業科目の試験の成績は、S・A・B・C・Dの5種類の評語をもって表わし、S・A・B及びCを合格とする。ただし特別の必要があるときは、その他の評語をもって成績を表わすことができる。

第9章 休学・転学・留学・退学及び除籍

(休学)

第29条 疾病その他特別の理由により2ヵ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でない認められるものについては、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第30条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は、第12条の在学期間に算入しない。

4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第31条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

2 学内における転学部、転学科については、別に定める。

(留学)

第32条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第12条に定める在学期間に含めることができる。

3 第27条の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

(退学)

第33条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第34条 次の各号のいずれかに該当する者を、学長は除籍することができる。

(1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第12条に定める在学年限を超えた者

(3) 第30条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

2 前項第1号に該当する者に限り、除籍通知日より3年以内に不足する授業料等を納付した者は、教授会にて協議の上、復籍することができる。復籍に係るその他必要な事項は別に定める。

第 10 章 卒業及び学位

(卒業)

第35条 本学に4年又は6年（第18条から第20条までの規定に基づき入学した者については第21条の規定により定められた）以上在学し別表1に定める授業科目及び単位数を修得した者に対しては、卒業証書・学位記を授与する。

(学位)

第36条 卒業した者は、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

健康福祉学部

医療情報学科 学士（医療情報学）

社会福祉学科 学士（社会福祉学）

健康栄養学科 学士（健康栄養学）

薬学部

学士（薬学）

保健医療学部

看護学科 学士（看護学）

理学療法学科 学士（理学療法学）

人間発達学部

子ども教育学科 学士（教育学）

心理学科 学士（心理学）

農学部

生物生産学科 学士（農学）

2 学位授与に関する規程は、別に定める。

第 11 章 取得資格

(取得資格)

第37条 本学において第35条に規定する卒業要件を充足し、かつ、所定の単位を修得した者は、次の種類の資格を取得することができる。ただし、介護福祉士受験資格、管理栄養士受験資格、子ども教育学科教員養成課程及び保育士養成課程については別に定める。

学 部	学 科	取 得 可 能 な 資 格 の 種 類
健康福祉学部	医療情報学科	診療情報管理士受験資格、司書
	社会福祉学科	社会福祉士国家試験受験資格、精神保健福祉士国家試験受験資格、司書、介護福祉士国家試験受験資格、初級パラスポーツ指導員
	健康栄養学科	管理栄養士国家試験受験資格、栄養士、フードスペシャリスト受験資格、食品衛生管理者、食品衛生監視員 NR・サプリメントアドバイザー受験資格
薬学部	薬学科	薬剤師国家試験受験資格
保健医療学部	看護学科	看護師国家試験受験資格、保健師国家試験受験資格
	理学療法学科	理学療法士国家試験受験資格

人間発達学部	子ども教育学科	保育士、認定ベビーシッター、司書教諭、レクリエーション・インストラクター、認定絵本士
	心理学科	公認心理師受験資格課程*1、認定心理士、認定心理士(心理調査)、社会調査士、准学校心理士
農学部	生物生産学科	食品衛生管理者、食品衛生監視員、HACCP管理者、食の6次産業化プロデューサー

*1 公認心理師の受験資格を取得するためには、学部における所定科目を履修し、卒業後に大学院に進学して所定科目を履修した上で修了する必要がある。あるいは、公認心理師法の規定する認定施設で2年間の実務に就けば国家試験の受験資格が与えられる。

- 2 別表2に定める「教職に関する授業科目及び単位数」を修得した者は、下記の免許状を取得することができる。

健康福祉学部	健康栄養学科	栄養教諭一種
保健医療学部	看護学科	養護教諭一種
人間発達学部	子ども教育学科	幼稚園教諭一種・二種、小学校教諭一種・二種、中学校教諭一種・二種(英語)、特別支援学校教諭一種・二種(知的障害者、肢体不自由者、病弱者)

- 3 別表3に定める「司書に関する科目及び単位数」を修得した者は、司書の資格を取得することができる。
- 4 別表3に定める「司書教諭に関する科目及び単位数」を修得し、かつ、教育職員免許法に定める小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校若しくは養護学校の教諭の免許状を有する者は、司書教諭の資格を取得することができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、保健医療学部理学療法学科に在籍し、別表4に定める「健康運動実践指導者に関する科目及び単位数」を修得した者は、健康運動実践指導者受験資格を取得することができる。
- 6 別表5に定める「認定ベビーシッターに関する科目及び単位数」を修得し、かつ、保育士の資格を得ようとする者は、認定ベビーシッター資格を取得することができる。
- 7 別表6に定める「保健師課程科目に関する科目及び単位数」を修得した者は、保健師国家試験受験資格を取得することができる。

第 1 2 章 賞 罰

(表 彰)

第38条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議に付し、学長が表彰することができる。

(懲 戒)

第39条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議に付し、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行なう。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) その他本学の秩序を乱し、学生としての本分に著しく反した者

第 13 章 図 書 館

(図書館)

第 40 条 本学に図書館を置く。これに関する規則は別に定める。

第 14 章 厚 生 施 設

(学生寮)

第 41 条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する規則は、別に定める。

第 15 章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第 42 条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第 43 条 本学の学生以外で、本学の特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ科目等履修生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第 44 条 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学と協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

(外国人留学生)

第 45 条 外国人で、本学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 前項の外国人留学生に対しては、第 22 条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(研究生等に関する規則)

第 46 条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第 16 章 入学金、授業料、その他の学費

(授業料等)

第 47 条 入学金、授業料その他の学費は、別表 7 のとおりとする。

2 入学検定料及び資格取得に係る受講料、実験・実習費、その他の費用は別表 8 のとおりとし、納入時期及び納入方法等必要な事項は別に定める。

(授業料等の納付)

第 48 条 授業料は、年額の二分の一ずつを次の 2 期に分けて納付しなければならない。

区 分	納 期
前期 (4 月から 9 月まで)	4 月中
後期 (10 月から翌年 3 月まで)	9 月中

2 納期までに納付出来ない者は、理由を付して予め延納願いを提出し、学長の許可を受けなければならない。

(退学及び停学の場合の授業料)

第 49 条 学則第 33 条により退学する者の授業料等は、退学願い提出月までとし、月数按分による所定の授業料等(百円未満切捨)を納入しなければならない。ただし、全納している場合は所定の金額との差額を返還する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学の場合の授業料)

第 50 条 学則第 29 条により休学する者の休学期間中の授業料等は五分の一とし、月数按分による所定の授業料等(百円未満切捨)を納入しなければならない。ただし、全納している場合は所定の金額との差額を返還する。

(研究生等の検定料及び授業料)

第 51 条 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生の検定料及び授業料については、別に定める。

第 17 章 公 開 講 座

(公開講座)

第 52 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

附 則

この学則は平成 13 年 4 月 1 日から制定施行する。

附 則

別表 1 授業科目の保健医療学部看護学科、理学療法学科については、平成 27 年度入学者から適用する。

附 則

平成30年度から平成31年度において本学の設置する学科の収容定員は第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年度 学部・学科	平成30年度		平成31年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
健康福祉学部 医療情報学科	70人	283人	70人	281人
健康福祉学部 社会福祉学科	60人	243人	60人	241人

年度 学部・学科	平成31年度		平成32年度		平成33年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
農学部 生物生産学科	100人	100人	100人	200人	100人	300人

附 則

第28条については、令和2年4月1日入学生から適用とする。

附 則

この学則は令和2年4月1日から改正施行する。

なお、平成31年度以前に入学した者については従前の例による。

附 則

この学則は令和3年4月1日から改正施行する。

なお、令和2年度以前に入学した者に係る第37条及び別表1の改正については、従前の例による。

附 則

この学則は令和4年4月1日から改正施行する。

なお、令和3年度以前に入学した者に係る第22条、別表1及び別表2の改正については、従前の例による。

附 則

この学則は令和5年4月1日から改正施行する。

なお、令和4年度以前に入学した者に係る第3条、第37条、別表1及び別表2の改正については、従前の例による。

附 則

令和5年度から令和7年度において本学の設置する学科の収容定員は第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年度 学部・学科	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
健康福祉学部 医療情報学科	80人	290人	80人	300人	80人	310人
健康福祉学部 社会福祉学科	75人	255人	75人	270人	75人	285人
農学部 生物生産学科	75人	375人	75人	350人	75人	325人

附 則

この学則は令和6年4月1日から改正施行する。

なお、令和5年度以前に入学した者に係る第47条及び別表1の改正については、従前の例による。

但し、第22条の改正については、令和5年度以前に入学した者も含める。

附 則

この学則は令和7年4月1日から改正施行する。

なお、令和6年度以前に入学した者に係る第37条及び別表1の改正については、従前の例による。

但し、第39条の改正については、令和6年度以前に入学した者も含める。

附 則

この学則は令和8年4月1日から改正施行する。

なお、令和8年度から令和10年度において本学の設置する学科の収容定員は第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年度 学部・学科	令和8年度		令和9年度		令和10年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間発達学部 心理学科	40人	40人	40人	80人	40人	120人

別表1 授業科目

健康福祉学部，薬学部，保健医療学部（略）

人間発達学部 子ども教育学科

教養科目	単位数	必修・選択の別	
		保育・教育コース	教員養成コース
教養基礎科目	健大で学ぶWell-being	1	必 必
	基礎教養ゼミ	2	必 必
	日本語表現法	2	選 選
	日本国憲法	2	必 必
	法学	2	選 選
	経済学	2	選 選
	社会学	2	選 選
	生涯健康論	2	選 選
	生涯学習概論	2	選 選
	生命と環境の科学	2	選 選
	国際関係論	2	選 選
	体育理論	1	必 必
	体育実技	1	必 必
	キャリア形成論	2	必 必
	人間理解科目 共通教養科目	哲学	2
倫理学		2	選 選
心理学		2	選 選
文学と人間		2	選 選
芸術論		2	選 選
ボランティア・市民活動論		2	選 選
人権論		2	必 必
人間関係論		2	選 選
ジェンダー論		2	選 選
共生の倫理		2	選 選
チーム医療アプローチ論		1	選 選
国際保健医療論		2	選 選
Introduction to Healthcare Sciences		2	選 選
囲碁の世界		2	選 選
リテラシー科目		英語 I	1
	英語 II	1	必 必
	英語 III	1	必 必
	英語 IV	1	必 必
	Integrated English I	1	選 選
	Integrated English II	1	選 選
	ドイツ語	2	選 選
	フランス語	2	選 選
	ポルトガル語	2	選 選
	中国語	2	選 選
	ハングル語	2	選 選
	情報リテラシー I	1	選 選
	情報リテラシー II	1	選 選
	情報リテラシー III	1	選 選
	情報リテラシー IV	1	選 選
情報リテラシー V	1	選 選	
情報リテラシー VI	1	必 必	
専門教養科目	人間発達論	2	必 必
	現代教育の課題	1	必 必
	教育における情報機器の操作 I	1	必 必
	教育における情報機器の操作 II	1	必 必
	レクリエーション論	2	選 選
	子どもと医療	2	選 選
	宗教と倫理	2	選 選
	人間行動学	2	選 選
	幼児音楽基礎 I	1	選 選
	初等音楽基礎 I	1	選 選
	幼児音楽基礎 II	1	選 選
	初等音楽基礎 II	1	選 選
	ぐんま郷土フィールドワーク	1	選 選
	自然科学演習	1	選 選
	算数基礎	1	選 選
	手書き文字の表現と文化	1	選 選
	よりよく生きるための食育	1	選 選
	哲学する教育の歩み	2	選 選
	多文化社会と子ども	2	選 選
	運動方法論	2	選 選

学科専門科目	単位数	必修・選択の別	
		保育・教育コース	教員養成コース
保育及び教育の基礎的理解	保育原理	2	必 選
	教育原理	2	必 選
	教育基礎論 A	2	選 必
	教育制度論 A	2	必 必
	子ども家庭福祉	2	必 選
	社会福祉	2	必 選
	社会的養護 I	2	必 選
	教育心理学 A	2	必 必
	保育者論	2	必 選
	教師論 A	2	選 必
	子どもの発達	1	必 選
	特別の支援を必要とする子ども理解と支援法	2	必 必
	子ども家庭支援論	2	必 選
	教育課程論 A	2	選 必
	カリキュラム論	2	必 選
保育領域及び教科の内容	対人関係とメンタルヘルス	2	選 選
	乳児保育 I	2	必 選
	障害児保育 I	1	必 選
	子どもと音楽	1	必 選
	子どもと造形	1	必 選
	子どもと絵本	1	必 選
	子どもと遊び	1	必 選
	幼児と健康	2	必 選
	幼児と人間関係	2	必 選
	幼児と環境	2	必 選
	幼児と言葉	2	必 選
	幼児と表現	2	必 選
	国語	2	選 必
	社会	2	選 必
	算数	2	選 必
	理科	2	選 必
	生活	2	選 必
	家庭	2	選 必
	音楽	2	選 必
	図画工作	2	選 必
	体育	2	選 必
	外国語（英語）	2	選 必
	英語学概論	2	選 選
	学校英文法論	2	選 選
	現代英語学の理論と応用	2	選 選
	英語教育学	2	選 選
	英語文学入門	2	選 選
	英語文学批評	2	選 選
	英語文学論	2	選 選
	英語児童文学論	2	選 選
Communicative Classroom English I	2	選 選	
Communicative Classroom English II	2	選 選	
Writing for English Teaching	2	選 選	
異文化コミュニケーション論	2	選 選	
教育英文講読	1	選 選	
応用言語学	2	選 選	
英語文化論	2	選 選	
音楽実技	1	選 選	
ヨーロッパ思想と多文化理解	2	選 選	
表現演習	1	選 選	
絵本学演習	1	選 選	
家庭教育と幼児教育	2	選 選	

学科専門科目	単位数	必修・選択の別	
		保育・教育コース	教員養成コース
保育内容総論	1	必	選
保育内容健康	1	必	選
保育内容人間関係	1	必	選
保育内容環境	1	必	選
保育内容言葉	1	必	選
保育内容表現	1	必	選
保育内容指導法	2	必	選
親子遊び論	2	必	選
保育方法論	2	必	選
乳児保育Ⅱ	1	必	選
障害児保育Ⅱ	1	必	選
社会的養護Ⅱ	1	必	選
子どもの健康と安全	1	必	選
子育て支援	1	必	選
国語科指導法	2	選	必
社会科指導法	2	選	必
算教科指導法	2	選	必
理科指導法	2	選	必
生活科指導法	2	選	必
家庭科指導法	2	選	必
音楽科指導法	2	選	必
図画工作科指導法	2	選	必
体育科指導法	2	選	必
外国語（英語）の指導法	2	選	必
英語科指導法Ⅰ	2	選	選
英語科指導法Ⅱ	2	選	選
英語科教材研究Ⅰ	2	選	選
英語科教材研究Ⅱ	2	選	選
幼児音楽演習Ⅰ	1	選	選
幼児音楽演習Ⅱ	1	選	選
初等音楽演習	1	選	選
在宅保育論	2	選	選
小学校理科実験	1	選	選
算数の探究	2	選	選
板書演習	1	選	選
英語教育実践演習	1	選	選
モチベーション論	2	選	選
心理データ分析	1	選	選
子どもの英語コミュニケーション指導	2	選	選
学校危機管理論	2	選	選
家族療法	2	選	選
チーム医療アプローチ演習	1	選	選
子どもの保健	2	必	選
子ども家庭支援の心理学	2	必	選
子どもの食と栄養Ⅰ	1	必	選
子どもの食と栄養Ⅱ	1	必	選
子どもの理解と援助	1	必	選
幼児教育の方法と技術	2	必	選
特別活動論	1	選	必
教育方法論	1	選	必
教育におけるICT活用	1	選	必
総合的な学習の時間論A	1	選	必
初等道徳教育論	2	選	必
中等道徳教育論	2	選	選
幼小教育相談	2	必	必
中学校教育相談	2	選	選
生徒指導論A	2	選	必
キャリア教育論	1	選	必
中等生徒指導論	2	選	選

学科専門科目	単位数	必修・選択の別	
		保育・教育コース	教員養成コース
保育実習Ⅰ（保育所）	2	選	選
保育実習Ⅰ（施設）	2	選	選
保育実習指導Ⅰ（保育所）	1	選	選
保育実習指導Ⅰ（施設）	1	選	選
保育実習Ⅱ（保育所）	2	選	選
保育実習Ⅲ（施設）	2	選Ⅱ・Ⅲ どちらか 3単位	選
保育実習指導Ⅱ（保育所）	1	選	選
保育実習指導Ⅲ（施設）	1	選	選
幼稚園教育基礎実習	1	必	選
小学校教育基礎実習	1	選	必
中学校教育基礎実習	1	選	選
幼稚園教育実習（事前事後指導含む）	4	必	選
小学校教育実習（事前事後指導含む）	4	選	必
中学校教育実習（事前事後指導含む）	4	選	選
特別支援学校教育基礎実習	1	選	選
特別支援学校教育実習（事前事後指導含む）	3	選	選
保育・教職実践演習（幼）	2	必	選
教職実践演習（小中）	2	選	必
特別支援教育概論	2	選	選
知的障害児の心理・生理・病理	2	選	選
肢体不自由児の心理・生理・病理	2	選	選
病弱児の心理・生理・病理	2	選	選
障害児の発達診断	2	選	選
知的障害児の指導	2	選	選
肢体不自由児の指導	2	選	選
病弱児の指導	2	選	選
特別支援教育の課題と実践	2	選	選
知的障害児教育演習	2	選	選
肢体不自由児教育演習	2	選	選
病弱児教育演習	2	選	選
視覚障害・聴覚障害教育総論	2	選	選
知的障害者教育総論	2	選	選
重複障害児教育総論	2	選	選
発達障害児教育総論	2	選	選
卒業研究	4	必	必

卒業要件

【保育・教育コース】

科目区分	小計	必修	選択
教養科目	34	21	13
専門科目	94	79	15
合計	128	100	28

【教員養成コース】

科目区分	小計	必修	選択
教養科目	34	21	13
専門科目	94	74	20
合計	128	95	33

人間発達学部 心理学科

教養科目		必修・選択の別	
		必修	選択
教養基礎科目	健大で学ぶWell-being	1	
	基礎教養ゼミ	2	
	日本語表現法	2	
	日本国憲法	2	
	法学		2
	経済学		2
	社会学		2
	生涯健康論		2
	生涯学習概論		2
	生命と環境の科学		2
人間理解科目	国際関係論		2
	体育理論	1	
	体育実技	1	
	キャリア形成論	2	
	哲学		2
	倫理学		2
	心理学		2
	文学と人間		2
	芸術論		2
	ボランティア・市民活動論		2
共通教養科目	人権論		2
	人間関係論		2
	ジェンダー論		2
	共生の倫理		2
	チーム医療アプローチ論	1	
	国際保健医療論		2
	Introduction to Healthcare Sciences		2
	囲碁の世界		2
	英語 I	1	
	英語 II	1	
リテラシー科目	英語 III	1	
	英語 IV	1	
	Integrated English I		1
	Integrated English II		1
	ドイツ語		2
	フランス語		2
	ポルトガル語		2
	中国語		2
	ハンガール語		2
	情報リテラシー I	1	
専門教養科目	情報リテラシー II		1
	情報リテラシー III	1	
	情報リテラシー IV	1	
	情報リテラシー V		1
	情報リテラシー VI		1
	心理学の理解とキャリアデザイン	2	
	心理学基礎演習 I	1	
	心理学基礎演習 II	1	
	人体の構造と機能及び疾病	2	
	キャリアアップ演習 I	1	
キャリアアップ演習 II	1		
対人コミュニケーションの心理学	2		

学科専門科目		必修・選択の別		
		必修	選択	
専門基礎科目	心理学概論	2		
	知覚・認知心理学	2		
	発達心理学	2		
	社会・集団・家族心理学	2		
	臨床心理学概論	2		
	学習・言語心理学		2	
	感情・人格心理学		2	
	神経・生理心理学		2	
	障害者・障害児心理学		2	
	健康・医療心理学		2	
	司法・犯罪心理学		2	
	福祉心理学		2	
	教育・学校心理学		2	
	産業・組織心理学		2	
	心理学統計法 I	2		
	心理学研究法 I	2		
	心理学実験 I	2		
	心理的アセスメント I	2		
	心理的アセスメント II	2		
	心理学的支援法	2		
	対人援助職の倫理	2		
	専門展開科目	心理学統計法 II		2
		心理学統計法 III		2
		心理学研究法 II		2
		心理学実験 II		2
		心理調査法		2
		質的研究法		2
		心理調査法演習		2
		心理アセスメント実習		2
		自己表現の心理学		2
暮らしの中の心理学			2	
ものがたりの中の心理			2	
ストレス理解の心理学			2	
間違える心理			2	
コミュニケーション心理学演習			1	
暮らしに活かすカウンセリング			2	
子ども理解の心理学			2	
高齢者理解の心理学			2	
消費者理解の心理学			2	
多様性理解の心理学			2	
情報社会の心理学			2	
からだを動かして学ぶ対人援助		2		
精神疾患とその治療		2		
公認心理師の職責		2		
カウンセリング各論		2		
援助のためのコミュニケーション・スキル		2		
関係行政論		2		
医療分野における心理臨床		2		
心理演習		2		
心理実習 I (事前指導)		1		
心理実習 II (学外実習)		2		
心理実習 III (事後指導)		1		
多職種連携における心理専門職		2		
臨床地域援助論		2		
卒業研究関連科目	心理学研究法演習	2		
	卒業研究 I	2		
	卒業研究 II	2		

卒業要件

科目区分	必修	選択
共通教養科目	18	22
専門教養科目	10	0
専門基礎科目	24	44
専門展開科目	0	
卒業研究関連科目	6	
計	58	66
合計	124単位	

別表2～別表6（略）

別表7 入学金、授業料その他の学費

学 部	学 科	入学年度別	入 学 金	授 業 料	実験実習料	施設設備 資 金
健康福祉学部	医療情報学科	1年次	250,000円	850,000円	40,000円	250,000円
		2年次以降		850,000円	60,000円	250,000円
	社会福祉学科	1年次	250,000円	850,000円	40,000円	250,000円
		2年次以降		850,000円	60,000円	250,000円
	健康栄養学科	1年次	250,000円	900,000円	140,000円	340,000円
		2年次以降		900,000円	200,000円	340,000円
薬学部	薬学科	1年次	250,000円	1,100,000円	260,000円	500,000円
		2年次以降		1,100,000円	340,000円	500,000円
保健医療学部	看護学科	1年次	250,000円	1,000,000円	140,000円	380,000円
		2年次以降		1,000,000円	200,000円	380,000円
	理学療法学科	1年次	250,000円	900,000円	120,000円	360,000円
		2年次以降		900,000円	180,000円	360,000円
人間発達学部	子ども教育学科	1年次	250,000円	850,000円	40,000円	250,000円
		2年次以降		850,000円	60,000円	250,000円
	心理学科	1年次	250,000円	900,000円	50,000円	250,000円
		2年次以降		900,000円	50,000円	250,000円
農学部	生物生産学科	1年次	250,000円	900,000円	120,000円	360,000円
		2年次以降		900,000円	180,000円	360,000円

別表8 入学検定料、資格取得受講料・実験・実習費等

1. 入学検定料

入 試 区 分	入学検定料
総合型選抜	入学検定料 30,000
12月総合型選抜	入学検定料 30,000
学校推薦型選抜	入学検定料 30,000
健大スカラシップ選抜	入学検定料 30,000
一般選抜	入学検定料 30,000
特別選抜（社会人・外国人留学生・帰国子女）	入学検定料 30,000
大学入学共通テスト利用選抜	入学検定料 10,000
地域枠選抜	入学検定料 10,000
研究生入試	入学検定料 10,000
	本学卒業生は無料

※2回目以降の出願は、全ての区分で5,000円割引

2. 高崎健康福祉大学高崎高等学校現役生の入学検定料

入 試 区 分	入学検定料
総合型選抜	入学検定料 20,000
12月総合型選抜	入学検定料 20,000
学校推薦型選抜	入学検定料 20,000
健大スカラシップ選抜	入学検定料 20,000
一般選抜	入学検定料 20,000
大学入学共通テスト利用選抜	入学検定料 10,000
地域枠選抜	入学検定料 10,000

3. 資格取得に係る受講料、実験・実習費、その他の費用

取 得 科 目	受講料、実験・実習費等
診療情報管理士	3年次
介護職員初任者研修	35,000円
図書館司書	2年次 25,000円
司書教諭	5,000円
介護福祉士	実習費 50,000円
高等学校教諭一種（情報）※2 高等学校教諭一種（福祉）※2 栄養教諭一種	1年次 10,000円
	2年次 10,000円
	3年次 10,000円
	4年次 5,000円
養護教諭一種	1年次 10,000円
	2年次 10,000円
	3年次 10,000円
	4年次 20,000円
小学校教諭一・二種 中学校教諭一・二種（英語） 特別支援学校教諭一・二種（知・肢・病） 保育士※1	1年次 10,000円
	2年次 10,000円
	3年次 10,000円
	4年次 5,000円
公務員講座	2年次 10,000円
	3年次 30,000円
保健師課程	3年次 30,000円
	4年次 20,000円
健康運動実践指導者	1年次 10,000円
	2年次 15,000円
	3年次 10,000円

※1 子ども教育学科における、コースの卒業要件以外の免許・資格一つにつき、それぞれ35,000円とする。

※2 高等学校教諭一種（情報）及び高等学校教諭一種（福祉）については、平成28年度入学生まで取得することができる。

変更事項を記載した書類

変更の事由	変更点
1. 人間発達学部に心理学科を新設するため。	1. 第3条 人間発達学部心理学科の入学定員および収容定員の追加 2. 第36条 人間発達学部心理学科の学士の学位の追加 3. 第37条 人間発達学部心理学科の取得することができる資格の種類追加
2. 施行日を明確にするため。	4. 附則の追加

高崎健康福祉大学学則変更新旧比較対照表（令和8年度 案）

新					
第 2 章 学部・学科の組織、収容定員					
（学部・学科・定員等）					
第 3 条 本学において設置する学部、学科の入学定員、編入学定員及び収容定員は次のとおりとする。					
学 部	学 科	入学定員	2 年次 編入学 定員	3 年次 編入学 定員	収容定員
健康福祉学部	医療情報学科	80人			320人
	社会福祉学科	75人			300人
	健康栄養学科	80人			320人
薬学部	薬学科	90人			540人
保健医療学部	看護学科	100人			400人
	理学療法学科	40人			160人
人間発達学部	子ども教育学科	80人			320人
	心理学科	40人			160人
農学部	生物生産学科	75人			300人

旧					
第 2 章 学部・学科の組織、収容定員					
（学部・学科・定員等）					
第 3 条 本学において設置する学部、学科の入学定員、編入学定員及び収容定員は次のとおりとする。					
学 部	学 科	入学定員	2 年次 編入学 定員	3 年次 編入学 定員	収容定員
健康福祉学部	医療情報学科	80人			320人
	社会福祉学科	75人			300人
	健康栄養学科	80人			320人
薬学部	薬学科	90人			540人
保健医療学部	看護学科	100人			400人
	理学療法学科	40人			160人
人間発達学部	子ども教育学科	80人			320人
	新 設	新 設			新 設
農学部	生物生産学科	75人			300人

高崎健康福祉大学学則変更新旧比較対照表(令和8年度 案)

新	
第 10 章 卒業及び学位	
(学 位)	
第36条 卒業した者は、次の区分に従い、学士の学位を授与する。	
健康福祉学部	
医療情報学科	学士(医療情報学)
社会福祉学科	学士(社会福祉学)
健康栄養学科	学士(健康栄養学)
薬学部	学士(薬学)
保健医療学部	
看護学科	学士(看護学)
理学療法学科	学士(理学療法学)
人間発達学部	
子ども教育学科	学士(教育学)
心理学科	学士(心理学)
農学部	
生物生産学科	学士(農学)
2 学位授与に関する規程は、別に定める。	

旧	
第 10 章 卒業及び学位	
(学 位)	
第36条 卒業した者は、次の区分に従い、学士の学位を授与する。	
健康福祉学部	
医療情報学科	学士(医療情報学)
社会福祉学科	学士(社会福祉学)
健康栄養学科	学士(健康栄養学)
薬学部	学士(薬学)
保健医療学部	
看護学科	学士(看護学)
理学療法学科	学士(理学療法学)
人間発達学部	
子ども教育学科	学士(教育学)
新設	
農学部	
生物生産学科	学士(農学)
2 学位授与に関する規程は、別に定める。	

高崎健康福祉大学学則変更新旧比較対照表(令和8年度 案)

新		
第 1 1 章 取得資格		
(取得資格) 第 3 7 条 本学において第 3 5 条に規定する卒業要件を充足し、かつ、所定の単位を修得した者は、次の種類の資格を取得することができる。ただし、介護福祉士受験資格、管理栄養士受験資格、子ども教育学科教員養成課程及び保育士養成課程については別に定める。		
学 部	学 科	取 得 で き る 資 格 の 種 類
健康福祉学部	医療情報学科	診療情報管理士受験資格、司書
	社会福祉学科	社会福祉士国家試験受験資格、精神保健福祉士国家試験受験資格、司書、介護福祉士国家試験受験資格、初級パラスポーツ指導員
	健康栄養学科	管理栄養士国家試験受験資格、栄養士、フードスペシャリスト受験資格、食品衛生管理者、食品衛生監視員 NR・サプリメントアドバイザー受験資格
薬学部	薬学科	薬剤師国家試験受験資格
保健医療学部	看護学科	看護師国家試験受験資格、保健師国家試験受験資格
	理学療法学科	理学療法士国家試験受験資格
人間発達学部	子ども教育学科	保育士、認定ベビーシッター、司書教諭、レクリエーション・インストラクター、認定絵本土
	心理学科	公認心理師受験資格課程*1、認定心理士 認定心理士(心理調査)、社会調査士、 准学校心理士
農学部	生物生産学科	食品衛生管理者、食品衛生監視員、HACCP 管理者、食の6次産業化プロデューサー
*1 公認心理師の受験資格を取得するためには、学部における所定科目を履修し、卒業後に大学院に進学して所定科目を履修した上で修了する必要がある。あるいは、公認心理師法の規定する認定施設で2年間の実務に就けば国家試験の受験資格が与えられる。		
2～7 省略		

旧		
第 1 1 章 取得資格		
(取得資格) 第 3 7 条 本学において第 3 5 条に規定する卒業要件を充足し、かつ、所定の単位を修得した者は、次の種類の資格を取得することができる。ただし、介護福祉士受験資格、管理栄養士受験資格、子ども教育学科教員養成課程及び保育士養成課程については別に定める。		
学 部	学 科	取 得 で き る 資 格 の 種 類
健康福祉学部	医療情報学科	診療情報管理士受験資格、司書
	社会福祉学科	社会福祉士国家試験受験資格、精神保健福祉士国家試験受験資格、司書、介護福祉士国家試験受験資格、初級パラスポーツ指導員
	健康栄養学科	管理栄養士国家試験受験資格、栄養士、フードスペシャリスト受験資格、食品衛生管理者、食品衛生監視員 NR・サプリメントアドバイザー受験資格
薬学部	薬学科	薬剤師国家試験受験資格
保健医療学部	看護学科	看護師国家試験受験資格、保健師国家試験受験資格
	理学療法学科	理学療法士国家試験受験資格
人間発達学部	子ども教育学科	保育士、認定ベビーシッター、司書教諭、レクリエーション・インストラクター、認定絵本土
	新 設	新 設
農学部	生物生産学科	食品衛生管理者、食品衛生監視員、HACCP 管理者、食の6次産業化プロデューサー
新 設		
2～7 省略		

高崎健康福祉大学学則変更新旧比較対照表(令和8年度 案)

新						
<p>附 則 この学則は令和8年4月1日から改正施行する。 なお、令和8年度から令和10年度において本学の設置する学科の収容定員は第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。</p>						
年度 学部・学科	令和8年度		令和9年度		令和10年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間発達学部 心理学科	40人	40人	40人	80人	40人	120人

旧						
新 設						

高崎健康福祉大学教授会規程

(目 的)

第1条 高崎健康福祉大学教授会（以下「教授会」という）の運営のためにこの規程を設け、必要な事項を定め、大学教育の向上と適正化を期する。

(構 成)

第2条 本学の教授会は次の者をもって構成する。

- (1) 学部長
 - (2) 教授、准教授、講師、助教
 - (3) 事務局長並びにその他必要な職員
- 2 学長は必要に応じて教授会に出席することができる。
- 3 学部長は、助手をオブザーバーとして参加させることができる。

(審議事項)

第3条 教授会の審議事項は次のとおりとする。

- (1) 教育・研究の基本方針に関する事項
- (2) 教育課程及び履修方式に関する事項
- (3) 学部に係る学則その他重要な規定に関する事項
- (4) 教育職員の資格認定に関する事項
- (5) 学生の入学・退学・転学・留学・休学・復学及び卒業に関する事項
- (6) 定期試験及び追・再試験等に関する事項
- (7) 学生の指導、賞罰及び除籍に関する事項
- (8) 学長または大学運営協議会が諮問した事項
- (9) その他教育研究上必要と思われる重要事項

(教授会の招集)

第4条 教授会は学部長が事前に議案を示してこれを招集する。

- 2 学部長に支障あるときは学科長がこれを代行する。

第5条 学部長は原則として各月1回定例教授会を招集しなければならない。

- 2 学部長は教授会に付議する重要な事項については、事前にこれを通知する。ただし、緊急を要する事案については、この限りでない。

(臨時教授会)

第6条 学部長は必要と認めたときに臨時教授会を招集しなければならない。

2 構成員の2分の1以上の者から附議すべき事項を示して教授会招集の請求があったときは、学部長はすみやかに教授会を招集しなければならない。

(成立要件)

第7条 教授会は構成員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

(議長)

第8条 教授会の議長は学部長がこれにあたる。学部長に支障あるときは学科長がこれを代行する。

(教授会案)

第9条 議事は出席者数の過半数によりこれを教授会案とする。ただし賛否同数のときは、議長の決めるところによる。

(議事録)

第10条 教授会の記録及び事務処理は事務局、学部事務室においてこれを行う。

(大学運営協議会への報告)

第11条 理事会での承認を要する事項及び大学全体に関する事項については、大学運営協議会に報告しなければならない。

(学長への報告、決定)

第12条 大学運営協議会並びに教授会で審議された事項については、学長に報告する。

2 学長は報告された審議事項について、決定する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃には大学運営協議会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とし、学長の決裁を仰ぐものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成19年4月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、平成20年4月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。